

住民票の除票等の交付の運用

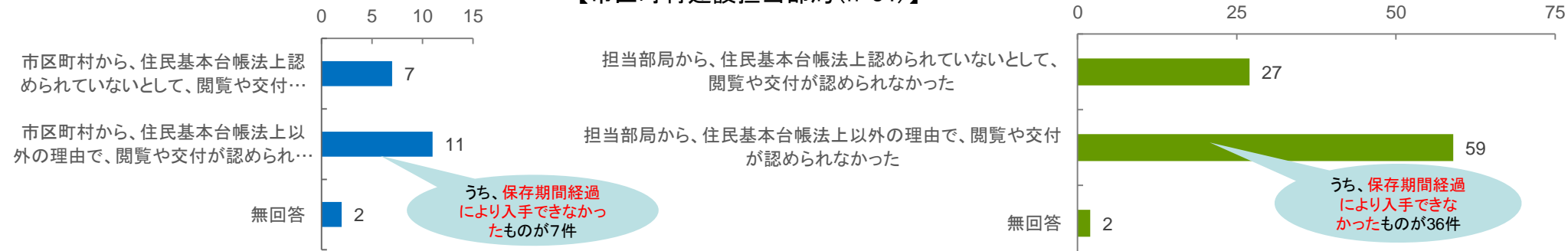
- ・都道府県の用地担当部局、市区町村の建設担当部局が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票(除票含む)の写し等、戸籍の附票(除票を含む)の写し、戸籍謄本(除籍謄本含む)の交付等の申請を行う際に、保存期間が過ぎているとして、閲覧や交付が認められなかったという事例が見られた。住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存期間は、住民基本台帳法施行令において、5年間保存することとされている。
- ・住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存期間である5年を超えた保存やその交付については市区町村の判断による。

所有者情報の把握のために住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票(除票含む)の写し等の交付が認められなかった理由。〔複数回答〕

【都道府県用地担当部局 (n=16)】

【市区町村建設担当部局 (n=84)】

〔複数回答〕

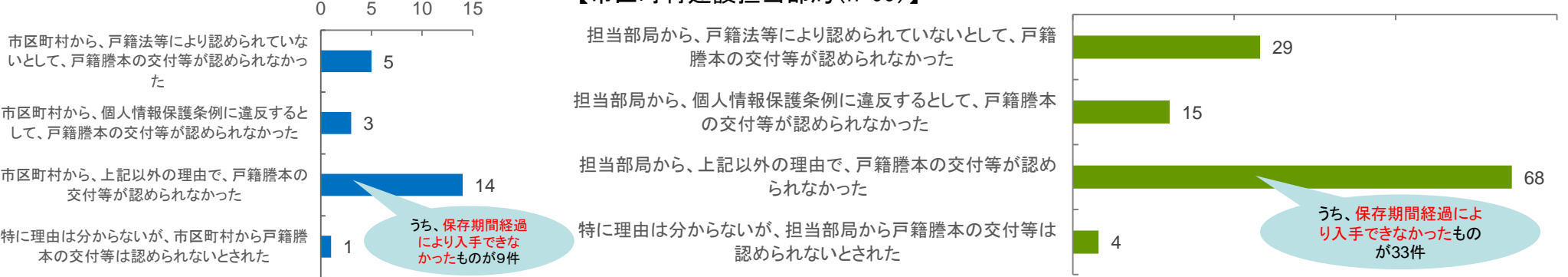


所有者情報の把握のために戸籍謄本(除籍謄本含む)、戸籍の附票(除票含む)の写しの交付等が認められなかった理由。〔複数回答〕

【都道府県用地担当部局 (n=18)】

【市区町村建設担当部局 (n=99)】

〔複数回答〕



注)平成27年度地域活性化に資する所有者不明の土地の活用に関する調査(10月30日時点回収分速報値):結果については、戸籍・住民基本台帳の担当部局ではなく、閲覧・交付を申請した部局が回答していることに留意する必要がある。回答理由については、さらなる分析を行う予定。また、アンケートの選択肢について、文言の正確性確保等のため、結果に影響のない範囲内で一部変更している。なお、除籍簿等の保存期間は150年とされている。

【対策案】①市区町村への運用改善(5年以上の保存とその交付)の依頼

②住民基本台帳法施行令に定める住民票の除票、戸籍の附票の除票の保存期間の延長についての検討

※ いずれの対策案についても、各市区町村における住民基本台帳制度の実務面での影響や個人情報保護などの点に十分留意する必要がある。